

警察本部長

〔沿革〕 平成22年3月例規（警）第12号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を次のとおり制定し、平成18年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

記

1 趣旨

この要領は、出資法人が取り扱う個人情報の保護に関し、出資法人が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年千葉県公安委員会規程第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 出資法人の指導

(1) 出資法人を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、所管する出資法人に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に準じた当該出資法人が取り扱う個人情報の保護に関する規程を設けるよう指導するものとする。

(2) 所管課長は、所管する出資法人が取り扱う個人情報の保護に関し、出資法人からの求めに応じ、必要な助言・指導を行うものとする。

3 総務部広報県民課長の調整

総務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、出資法人に対する指導について、適正かつ統一的な実施を図るため、所管課長と必要な調整を行うものとする。

4 実施状況の報告

所管課長は、所管する出資法人の前年度における個人情報の取扱状況を取りまとめ、毎年4月末日までに別記様式により広報県民課長を経由し、本部長に報告するものとする。

以下様式省略